

デイサービスセンター ここから安東運営規程  
(指定通所介護事業)

(事業の目的)

第1条 T&T WAM サポート株式会社が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 事業の実施に当っては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター ここから安東
- (2) 所在地 広島県広島市安佐南区安東二丁目11番27号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤 介護職員と看護職員と機能訓練指導員兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 3名 (常勤兼務3名)  
生活相談員は、利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
- (3) 介護職員 11名  
(常勤専従3名、常勤兼務4名、非常勤専従2名 非常勤兼務2名)  
介護職員は、利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。
- (4) 看護職員 3名 (常勤 管理者と介護職員と機能訓練指導員兼務1名  
非常勤 介護職員と機能訓練指導員2名)  
看護職員は、利用者の健康上や療養上の世話並びに、日常生活上の介護・介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 3名 (常勤 管理者と介護職員と看護職員兼務 1名  
非常勤 看護職員と介護職員兼務2名)  
機能訓練指導員は、利用者の機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日、祝祭日（ただし8月13日～15日・12月29日～1月3日を除く）
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 9時30分から16時30分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護、指定1日型デイサービス、短期集中運動型デイサービスの利用定員は、43名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 送迎
- (2) 検温、血圧測定などの健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) レクリエーション
- (7) 日常動作訓練
- (8) 運動器機能向上トレーニング
- (9) 口腔ケア

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。但し、次に掲げるサービス利用については実費負担とする

- ・ 飲食費 1日につき650円を徴収する
- ・ おむつ代 実費
- ・ その他利用者が希望された場合、手芸等のレクリエーションの材料費を徴収する

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、安佐南区全域とする。その他は、要相談とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 在宅生活中に於ける心身の状況で、通所利用が困難と思慮される行動変容があった場合は遅滞なく告知するものとし、疾病悪化及び病状健康の回復されない方は、利用をお断りする場合もある。
- (2) 利用予定を中止する場合は、前日の午後5時までに利用者またはその家族から事業所へ連絡するものとする。
- (3) 利用中の事故等については、契約書に準じ対応することを原則とする。
- (4) 利用者が次に掲げる疾病に罹患した場合は、医師の診断に従い利用を禁止する場合がある。  
著しい精神障害、伝染性の結核性疾患、再帰熱等の急性熱病

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従業者は、サービスを実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- (1) 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- (2) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止等に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止するための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止に関する担当者の設置
  - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
  - (4) 利用者及びその家族からの相談体制の整備
  - (5) その他虐待防止のための個別支援計画の作成や必要な措置
  - (6) 虐待防止のための指針の整備
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 事業所は、これを遂行するにあたり他の定める条項(守秘義務に関する等)によって妨げられないものとする。

(苦情の受付について)

第14条

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付、速やかに具体的な対応をする。

- 苦情受付窓口(担当者)      相談員      水澤 麗
- 苦情解決責任者              管理者      廣瀬 美里
- 受付時間      8:30~17:30
- 業務日      月曜日~金曜日 祝日営業  
8月13日~15日、12月29日~1月3日は除く
- 電話番号      082-872-2900
- FAX番号      082-872-1888

また苦情受付ボックスを事業所に設置する。

- ・ 担当者が不在の時は、基本的な事項は誰でも対応出来るようにし、担当者に引き継ぐこととする。
- ・ 事実関係を調査し、改善を講じるとともに記録の整備等を行い、利用者・その家族に説明を行う。

○行政機関その他苦情受付機関

広島市役所介護保険課事業者指導係	082-504-2183
広島市安佐南区福祉課高齢介護係	082-831-4943
広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0783

(その他の運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。また、事業体制を整備する。

- (1) 採用時研修 1ヶ月
- (2) 継続研修 年1回
- (3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、T&T WAM サポート株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

この規程は、平成20年5月1日から実施する。

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

この規程は、平成21年5月1日から実施する。

この規程は、平成23年11月18日から実施する。

この規程は、平成25年12月9日から実施する。

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

この規程は、平成26年9月1日から実施する。

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

この規程は、平成28年3月1日から実施する。

この規程は、平成28年10月1日から実施する。

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

この規程は、平成29年6月1日から実施する。

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

この規程は、平成31年4月1日から実施する。

この規程は、令和元年10月1日から実施する。

この規程は、令和3年10月1日から実施する。

この規程は、令和4年4月1日から実施する。

この規程は、令和4年7月1日から実施する。

この規程は、令和5年6月1日から実施する。

この規程は、令和6年4月1日から実施する。